

太陽光発電施設及び電気供給施設の建設を予定している皆さまへ

景観法の届出対象が拡大します

長野県では、地域の良好な景観を育成するため、近年の土地利用や施設整備の動向を踏まえ、大規模蓄電施設や新たな形態の太陽光発電施設について、景観法に基く届出対象を見直しました。これにより令和9年5月2日以降、長野県景観計画区域内において、当該対象行為の規模を超える建設等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要となります。

1 届出対象規模の改正

景観法第16条第1項に基づく届出対象行為について、「電気供給施設等」及び「太陽光発電施設」の対象規模を次のとおり見直しました。

長野県景観区域における届出対象行為及び対象規模※1の改正

行為の種類	現 行		改 正 後	
	一般地域※4	重点地域※5	一般地域※4	重点地域※5
電気供給施設等※2の建設等	高さ20m超	高さ8m超	高さ20m超 又は築造面積1,000㎡超	高さ8m超 又は築造面積20㎡超
太陽光発電施設（一団の土地又は水面に設置されるもの※3）の建設等	太陽電池モジュールの築造面積の合計1,000㎡超	太陽電池モジュールの築造面積の合計20㎡超	太陽電池モジュールの面積の合計1,000㎡超	太陽電池モジュールの面積の合計20㎡超

※1 行為者、時期、行為地の場所の相違にかかわらず、一体性を有するものは、その合計を行為の規模とします。

※2 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第16号に規定する「電気事業」のための施設又は電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する「電気通信」のための施設

※3 建築物の屋根、屋上等に後から設置するものは、「建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」行為に該当します。

※4 一般地域：重点地域以外の地域

※5 重点地域：「浅間山麓」「八ヶ岳山麓」「木曽谷・御嶽」「国道147号沿道」「高社山麓・千曲川下流域」の5地域を景観育成重点地域として指定済

2 太陽光発電施設の建設に係る「景観育成基準」の追加

太陽光発電施設の建設等について、周辺景観と調和した配置や形態・意匠等となるよう、地域区分ごとの景観育成基準を新たに決めました。

事業計画に当たっては、長野県景観計画に定める景観育成基準をご確認いただき、基準に適合した計画となるようお願いします。

3 運用開始日

令和9年4月1日施行（令和9年5月2日以降に着手する行為から適用）

4 届出を行う時期と相談・提出窓口

工事着手の30日前までに届出書を提出してください。（例：5月2日着手の場合は4月1日までに届出）

制度内容や届出手続の詳細については、以下の担当課へお問い合わせください。

・制度概要等について：長野県 建設部 都市・まちづくり課（電話：026-235-7296（直通））

・個別相談、届出提出：各地域を所管する建設事務所（整備・）建築課

長野県景観計画の詳細につきましては、長野県ホームページでもご覧いただけます。

（<https://www.pref.nagano.lg.jp/toshikei/keikan/20261022keikakukaitei.html>）